

平成26年第9回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成26年12月24日（水曜日）

議事日程（第6号）

平成26年12月24日（水）午後2時00分開議

第 1 議案第135号撤回の件

第 2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第134号、議案第137号から議案第139号まで、議案第143号、議案第144号、議案第146号、議案第147号、議案第155号から議案第160号まで

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第140号、議案第148号、議案第151号、議案第152号、議案第161号から議案第163号まで、議案第166号から議案第168号まで

（産業建設常任委員会付託案件）

議案第136号、議案第141号、議案第142号、議案第145号、議案第149号、議案第150号、議案第153号、議案第164号、議案第165号、議案第169号、請願第4号、請願第12号

第 3 （決算審査特別委員会付託案件）

議案第107号から議案第122号まで

第 4 議案第154号

第 5 発議案第 8号

第 6 発議案第 9号

第 7 発議案第10号

第 8 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1 番	山	田	伸	之	君	2 番	荒	井	眞	理	君	
3 番	駒	形	信	雄	君	4 番	渡	辺	慎	一	君	
5 番	坂	下	善	英	君	6 番	大	森	幸	平	君	
7 番	笠	井	正	信	君	8 番	中	川	直	美	君	
9 番	大	澤	祐	治	郎	君	1 0 番	金	田	淳	一	君
1 1 番	浜	田	正	敏	君	1 2 番	中	川	隆	一	君	
1 3 番	岩	崎	隆	寿	君	1 4 番	中	村	良	夫	君	
1 5 番	村	川	四	郎	君	1 6 番	佐	藤		孝	君	

17番	金	光	英	晴	君	18番	猪	股	文	彦	君
19番	金	子	克	己	君	20番	祝		優	雄	君
21番	竹	内	道	廣	君	22番	加	賀	博	昭	君
23番	近	藤	和	義	君	24番	根	岸	勇	雄	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲	斐	元	也	君	副市長	金	子		優	君
教育長	児	玉	勝	巳	君	総合政策監	池	町		優	君
会計管理者	原	田	道	夫	君	総務課長	計	良	孝	晴	君
総合政策課長	渡	辺	竜	五	君	行政改革課長	本	間		聡	君
世界遺産推進課長	安	藤	信	義	君	財務課長	伊	貝	秀	一	君
地域振興課長	計	良	隆	弘	君	交通政策課長	渡	邊	裕	次	君
市民生活課長	村	川	一	博	君	税務課長	川	上	達	也	君
環境対策課長	名	畑	匡	章	君	社会福祉課長	鍵	谷	繁	樹	君
高齢福祉課長	後	藤	友	二	君	農林水産課長	山	本	雅	明	君
観光振興課長	濱	野	利	夫	君	産業振興課長	市	橋	秀	紀	君
建設課長	金	田	一	則	君	上下水道課長	和	倉	永	久	君
学校教育課長	吉	田		泉	君	社会教育課長	大	橋	幸	喜	君
両津病院管理部長	小	路		昭	君	選挙管理委員会事務局	小	林	泰	英	君
代監査委員	清	水	一	次	君	監査委員局長	菊	地		誠	君
農業委員会事務局	長		敏	宏	君	消防課長	深	野	俊	之	君
危機管理幹事	坂	田	和	三	君	契約管理幹事	伊	藤	浩	二	君
庁舎整備幹事	鈴	木	一	郎	君	国営かんばし推進	北	嶋	富	夫	君

事務局職員出席者

事務局次長	中	川	雅	史	君	議事調査係長	齋	藤	壮	一	君
-------	---	---	---	---	---	--------	---	---	---	---	---

庶務係長 本 間 一 夫 君 議事調査係 太 田 一 人 君

午後 2時00分 開議

○議長（根岸勇雄君） ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 私のほうから1点報告をさせていただきます。

12月23日午前5時5分ころ、市の臨時職員が中原地内で強制わいせつをし、同日午後6時36分に強制わいせつ被疑者として通常逮捕されたということが判明をいたしました。臨時職員といえども、市職員として、あってはならない行為であり、深くおわびを申し上げます。再発防止に向けまして、本日臨時庁議を招集をし、綱紀粛正の周知徹底を強く指示いたしましたところであります。また、本人については本日付で解雇するということであります。

以上、報告をさせていただきます。

議会運営委員長の報告

○議長（根岸勇雄君） それでは、本日の議事について、議会運営委員長より報告を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、岩崎隆寿君。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） 本日の議事についてご報告いたします。

去る22日に市長より、議案第135号、行政組織の一部改正条例について、これを撤回したいとの申し入れがありました。このことについて、議会運営委員会を開催して協議した結果、議案の撤回は、会議規則第19条の規定により、本会議の議決が必要とされておりますので、本件は本日の本会議において処理することに決定いたしました。

お手元に配付してあります本日の議事日程をごらんください。日程第1、議案第135号撤回の件であります。本件は、市長より撤回理由の説明を受けた後、質疑を行い、その後、起立表決により決する運びになりますので、そのようにご了承承願います。

報告は以上であります。

○議長（根岸勇雄君） 以上で議会運営委員長の報告は終わりました。

日程第1 議案第135号撤回の件

○議長（根岸勇雄君） 日程第1、議案第135号撤回の件についてを議題といたします。

市長から撤回理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 去る12月5日に提案をいたしました議案第135号 佐渡市行政組織条例の一部を改

正する条例の制定につきましては、議会でご審議をいただく中でのご意見、ご指摘を踏まえ、検討した結果、本議案を撤回することといたしました。つきましては、本議案の撤回についてご承認くださるようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより質疑に入ります。

議案第135号撤回の件についての質疑を許します。

金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 今ほどの市長の撤回の件について、議員全員協議会があれば意味もわかったのですが、残念ながら議員全員協議会もなく、ちょっと意味がわからないもので、お尋ねするものであります。

この議案は、総務文教常任委員会に付託されて、総務文教常任委員会で審議され、そして採決の結果、否決すべきものとして決していた後、このようにして撤回をするということのようでありますけれども、これと同じようなことが去る9月議会にもございました。あのときは、一般会計補正予算の案件が総務文教常任委員会で否決となった後、取り下げ、そして再度執行部から内容を変えて再提案されました。あのときは、予算案そのものに災害復旧の予算とか人件費とか含まれておって、それがどうしても可決しなければならぬということで、撤回して、新たにその部分を出し直したということで、理解できるのですが、今回の案件については取り下げっ放しなのですね。そうすると、本来、これ、そのまま取り下げないでおけば、この本会議で可決するかもしれない。これ、逆に取り下げたということは、間違っ可決されると、執行部にとって今後の行政がしにくいという判断が働いたために、取り下げるのかなというふうに思うわけですね。そうすると、執行部自ら提案した議案に瑕疵があったから、今回の議案の撤回になるのか。その辺は、どのようなご見解なのでしょう。

○議長（根岸勇雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） まず、おわびを申し上げます。

私といたしましては、平成29年を目標としております世界遺産登録、それに向けまして一つの体制を今からつくっていかねばならない、さらには人口減少というようなこと、さらには先般も大変市民の方々にご迷惑をおかけいたしましたけれども、願地区のああいふ不祥事もあったわけでございます。そういう中で、すっきりした課の体制をとっていくべきということで私は提案をさせていただいたわけであります。しかしながら、議会ではいろいろと議論をいただく中において、うまくないと、この辺は問題があるというようなご指摘もいただいたわけでございます。そういうことを踏まえながら、これから市政を運営するに当たって、私どもと議会とが一体的になって組織というものを運営をしていく必要がある、それほど重要な時期であるというふうに判断をさせていただいたわけであります。したがって、じっくりと今の現体制の中で、今私が申し上げました主要課題に取り組んでいく中において、皆様方とご相談をさせていただき、そして両者が、こういう方向でいこうというもので一致団結をしていく、これが一番正しい方向ではないかということで、取り下げをお願いをしているわけでございます。したがって、私が、そういう意味においては、先走ったという点もあるかも知れません。いずれにしても、こういう大事な時期であるものですから、議会の方々からいろんなご意見をいただきながら、それを修正をして、この1年

間かけてじっくりとやっていくということが一番正しいというふうに判断をさせていただいたわけでございます。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） 金光英晴君。

○17番（金光英晴君） 市長、今ほど総務文教常任委員会からのいろんなご意見があつて、それももつともだな、だから取り下げるのだということでありましたけれども、そういうのであれば、総務文教常任委員会で採決の前に取り下げるべきではなかったのか。総務文教常任委員会で採決をして、結果が出てから取り下げるとするのは、余りにも議会というものを軽んじていないか。これが続けば、委員会は事前審査の場になりかねない。委員会が否決したら、ではちょっと考えてみようか、無理な、通りそうもないのだつたら下げてみようかということが、これ2回続いているわけですね、9月、12月と。この異常事態がこのように続くということは、非常に議会というものを軽んじているという指摘をさせていただきます。

それと、今ほど市長は、佐渡市に今大きな問題がある、世界遺産登録に向けての準備段階もある、これだけ大きな問題を抱えておるから、それに対処すべく、この議案を出したのだとおっしゃいますけれども、これを取り下げるということであれば、この大きな問題を解決する能力が自らないというふうに認めていることになりはしないだろうか。9月議会に、私は執行部のあり方についていろいろ厳しいことを申し上げました。でも、やっていることはあのとおりではありませんか。組織はがたがた。だから、先ほど市長が冒頭で報告なさったような不祥事が次から次へと起こるのではありませんか。もう少し議会に議案を出すときには慎重の上に期して出していただきたいというふうにお願いしておきます。答弁は結構です。

○議長（根岸勇雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 質疑なしと認めます。

議案第135号撤回の件についての質疑を終結いたします。

これより議案第135号撤回の件についての採決に入ります。

本件の採決は、起立により行います。

議案第135号撤回の件については、これを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、議案第135号撤回の件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第134号、議案第137号から議案第139号まで、議案第143号、議案第144号、議案第146号、議案第147号、議案第155号から議案第160号まで

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第140号、議案第148号、議案第151号、議案第152号、議案第161号から議案第163号まで、議案第166号から議案第168号

まで

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第136号、議案第141号、議案第142号、議案第145号、議案第149号、議案第150号、議案第153号、議案第164号、議案第165号、議案第169号、請願第4号、請願第12号

○議長(根岸勇雄君) 日程第2、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、佐藤孝君。

〔総務文教常任委員長 佐藤 孝君登壇〕

○総務文教常任委員長(佐藤 孝君) まず先に、ちょっと風邪を引いておるものですから、お聞き苦しい点があるかと思いますが、ご容赦願いたいと思います。

委員会審査報告。本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第134号 専決処分の承認を求めることについて(平成26年度佐渡市一般会計補正予算(第7号)について)。本案は、平成26年度佐渡市一般会計補正予算について、本年12月14日に執行された第47回衆議院議員総選挙に伴う経費を計上するため、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ4,331万4,000円を追加し、予算総額を484億2,104万円とする補正予算を専決処分したことについて、承認を求めるものであります。審査の結果、承認すべきものとして決定しました。

議案第137号 佐渡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市総合体育館の建設に伴い、管理の基準等を定め、あわせて都市公園体育施設の効率的な施設管理を行うために指定管理者による管理が可能となるよう、佐渡市都市公園条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第138号 佐渡市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、社会体育施設の統廃合により、佐和田体育館、佐和田鴨摺運動場及び羽茂体育館を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第139号 公の施設に係る指定管理者の指定について(佐渡太鼓体験交流館)。本案は、佐渡太鼓体験交流館について、当該指定管理者に公益財団法人鼓童文化財団を指定し、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間、管理運営を行わせるものであります。なお、当該期間の管理運営経費は上限ゼロ円であります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。今回の指定期間が満了すれば、補助金適正化法上の問題は解消する。よって、速やかに本施設を譲渡できるよう検討されたい。

議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について(羽茂B&G海洋センター、羽茂ゲートボール場、小木B&G海洋センター)。本案は、羽茂B&G海洋センター、羽茂ゲートボール場及び小木B&G海洋センターについて、当該指定管理者に一般財団法人佐渡市スポーツ振興財団を指定し、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、管理運営を行わせるものであります。なお、当該期間の管理運営経費は上限6,800万円であります。審査の結果、賛成少数で否決すべきものとして決定しました。

議案第144号 佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）の変更について。本案は、佐渡市辺地総合整備計画（平成25～27年度）について、起債を増額し、及び新規事業を追加するよう、その内容を変更するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第146号 新潟県市町村総合事務組合規約の変更について。本案は、新潟県市町村総合事務組合が事務を共同処理する市町村等に見附市及び新潟県中越福祉事務組合を加えるよう、同組合から当該規約を変更するための議決を求められているものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第147号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第8号）について。本案は、平成26年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ3億9,315万6,000円を追加し、予算総額を488億1,419万6,000円とするものであります。主な内容は、障害福祉サービス事業に1億517万2,000円を計上し、羽茂B&G海洋センター等の指定管理に当たり、その管理運営業務委託料について債務負担行為を設定するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第155号 （仮称）佐渡市総合体育館備品（バスケットボール用具）購入契約の締結について。本案は、来年2月にオープンする（仮称）佐渡市総合体育館のバスケットボール用具について、11月26日に執行した指名競争入札における落札者と購入契約を締結するものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。市の物品調達については、公正性、競争性の向上を図り、適正な履行と良好な品質を確保できるよう、あらかじめ当該物品の保証期間を把握することを含めて、そのあり方を考慮されたい。

議案第156号 佐渡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第157号 佐渡市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第158号 佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について。以上3議案は、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当について、本年の人事院勧告を踏まえ、12月の支給月数を0.15月引き上げる等のため、関係条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第159号 佐渡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、佐渡市職員の給与について、本年の新潟県人事委員会勧告に基づき、当該条例の一部を改正するものであります。改正の内容は、若年層の給料の引き上げ、医師の給料表の引き上げ及び初任給調整手当の引き上げ並びに12月の勤勉手当の支給月数を0.15月引き上げるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第160号 平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第9号）について。本案は、平成26年度佐渡市一般会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ8,551万4,000円を追加し、予算総額を488億9,971万円とするものであります。主な内容は、人事院勧告等に伴う人件費の増額及び源泉所得税の追加納付に要する経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂B&G海洋センター、羽茂ゲートボール場、小木B&G海洋センター）についての討論に入ります。

中川直美君の反対討論を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定、今ほどありましたが、羽茂B＆G海洋センター、羽茂ゲートボール場、小木B＆G海洋センター、この3つの公のスポーツ施設を指定管理として外部に代行させるもので、3年間の6,800万円の管理料というものであります。先ほど委員長からもありましたが、これは総務文教常任委員会では問題がありと否決をされましたが、取り下げにはなっていないものであります。

反対する理由の一つは、利用者を始め関係者の中で十分な合意が得られていません。現行体制を望む声が強いということ、そしてこの指定管理により、現在よりも悪くなるのではないかとということが解決をされておられません。

2つ目、指定管理料は最低のぎりぎりの管理料であるにもかかわらず、今よりサービスがよくなるとの説明でしたが、人員体制も現行と同じ体制であり、示したような充実方向は難しいと言わざるを得ません。現在佐渡市が行っている費用と指定管理料6,800万円の差額は、3年間で20万円の経費削減でしかありません。つまり1年間で6万6,000円、1カ月で5,500円程度の経費削減でしかありません。この程度の削減なら、やる気の問題で解決できる話でありますし、公の施設として、本来もっとサービスが充実できるものと考えます。

最後に、この案件は、南部地域のスポーツ施設を単に委託するという問題だけではなく、公の施設の指定管理や委託のあり方、公共での物品調達のあり方などについての市の姿勢が鋭く問われている案件であるということを最後に指摘をして、反対の討論といたします。

○議長（根岸勇雄君） 以上で中川直美君の反対討論は終わりました。

これより議案第143号 公の施設に係る指定管理者の指定について（羽茂B＆G海洋センター、羽茂ゲートボール場、小木B＆G海洋センター）についての採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は否決であります。本案の採決は、会議規則第70条の規定により、原案に賛成する諸君の起立により行います。

念のため再度申し上げます。本案の採決は、原案に賛成の諸君の起立により行います。

それでは、お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第143号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

市民厚生常任委員長、加賀博昭君。

〔市民厚生常任委員長 加賀博昭君登壇〕

○市民厚生常任委員長（加賀博昭君） 委員会審査報告書。市民厚生常任委員長、加賀博昭。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第140号 公の施設に係る指定管理者の指定について（真野第2保育園、西三川デイサービスセンター）。本案は、真野第2保育園及び西三川デイサービスセンターの指定管理者として社会福祉法人佐渡ふれあい福祉会を指定し、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間、当該施設の管理を行わせるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第148号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ72万円を追加し、予算総額を7億3,927万円とするものであります。内容は、人間ドック委託料及び過年度保険料還付金の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第151号 平成26年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成26年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ406万円を追加し、予算総額を4億7,465万5,000円とするものであります。内容は、光熱水費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第152号 平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ618万5,000円を追加し、予算総額を6億733万3,000円とするものであります。内容は、光熱水費及び医薬材料費の増額であります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。医薬品費については、負担軽減にもつながるジェネリック医薬品（後発医薬品）を率先して使用するよう今後検討されたい。

議案第161号 平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成26年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ37万6,000円を追加し、予算総額を71億7,382万2,000円とするものであります。内容は、新潟県人事委員会の給与改定勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第162号 平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）について。本案は、平成26年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ24万3,000円を追加し、予算総額を7億3,951万3,000円とするものであります。内容は、新潟県人事委員会の給与改定勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第163号 平成26年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成26年度佐渡市介護保険特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ67万8,000円を追加し、予算総額を85億2,142万6,000円とするものであります。内容は、新潟県人事委員会の給与改定勧告を踏まえた人

件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第166号 平成26年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成26年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ262万2,000円を追加し、予算総額を4億7,727万7,000円とするものであります。内容は、新潟県人事委員会の給与改定勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第167号 平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成26年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ276万7,000円を追加し、予算総額を6億1,010万円とするものであります。内容は、新潟県人事委員会の給与改定勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第168号 平成26年度佐渡市病院事業会計補正予算（第2号）について。本案は、平成26年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的支出の予定額に1,210万8,000円を増額するものであります。内容は、新潟県人事委員会の給与改定勧告を踏まえた人件費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これより市民厚生常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、中村良夫君。

〔産業建設常任委員長 中村良夫君登壇〕

○産業建設常任委員長（中村良夫君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第141条の規定に基づき報告します。

議案第136号 佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、岩首簡易水道及び前浜簡易水道の運営が市に移管されることに伴い、佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第141号 公の施設に係る指定管理者の指定について（ドンデン山荘）、議案第142号 公の施設に係る指定管理者の指定について（交流センター白雲台）。以上2議案は、ドンデン山荘及び交流センター白雲台の指定管理者に渡辺産商株式会社及び有限会社浦島をそれぞれ指定することについて、議会の議決を求めるものであります。当該2施設ともに指定の期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間で、その間の指定管理料はゼロ円を上限とするものであります。審査の結果、次のとおり意見を付して、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。指定管理者を選定する際の審査における配点について、コストの評価に偏重し、適正な評価がな

されているとはいいがたい。民間事業者等が有するノウハウを活用することで住民サービスを向上させるという指定管理者制度の趣旨に立ち返り、より適正な評価を行うため、配点の見直しを検討されたい。

議案第145号 団体営土地改良事業の施行について（小川地区）。本案は、小川地内における農業用排水施設整備事業を市が事業主体となり行うことについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第149号 平成26年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成26年度佐渡市簡易水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ444万2,000円を追加し、予算総額を10億9,341万4,000円とするものであります。主な内容は、両津地区簡易水道の統合に伴う維持管理費の増額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第150号 平成26年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第2号）について。本案は、平成26年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1億2,849万6,000円を追加し、予算総額を33億5,616万2,000円とするものであります。主な内容は、国府川流域下水道が市へ移管されたことに伴い、平成26年度において県に支払うべき精算経費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第153号 平成26年度佐渡市水道事業会計補正予算（第2号）について。本案は、平成26年度佐渡市水道事業会計予算について、資本的収入の予定額から2,097万円、資本的支出の予定額から3,021万4,000円をそれぞれ減額するものであります。主な内容は、建設改良費の減額であります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第164号 平成26年度佐渡市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成26年度佐渡市簡易水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ93万4,000円を追加し、予算総額を10億9,434万8,000円とするものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員給与の改定に関する勧告を踏まえて人件費を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第165号 平成26年度佐渡市下水道特別会計補正予算（第3号）について。本案は、平成26年度佐渡市下水道特別会計予算について、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ98万3,000円を追加し、予算総額を33億5,714万5,000円とするものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員給与の改定に関する勧告を踏まえて人件費を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第169号 平成26年度佐渡市水道事業会計補正予算（第3号）について。本案は、平成26年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的支出の予定額に107万3,000円、資本的支出の予定額に20万9,000円をそれぞれ追加するものであります。内容は、新潟県人事委員会の職員給与の改定に関する勧告を踏まえて人件費を増額するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第4号 労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める請願。本請願は、労働者保護ルールの堅持は不可欠であるにもかかわらず、国会に提出された労働者派遣法の改正案は労働者保護に逆行しているとして、国に労働者を保護する施策を講ずることを求める意見書の提出を求めるものであります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

請願第12号 J Aグループの自己改革の実現に向けた請願。本請願は、政府において検討されている農

協改革案では、改革の目的である農業の成長産業化と地方創生に逆行するとして、政府に対しＪＡグループの自己改革を尊重し、その取り組みを後押しする内容にすることを求める意見書の提出を求めるものがあります。審査の結果、採択すべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（根岸勇雄君） これより産業建設常任委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第３ （決算審査特別委員会付託案件）

議案第１０７号から議案第１２２号まで

○議長（根岸勇雄君） 日程第３、決算審査特別委員会に付託した案件についてを議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員長、村川四郎君。

〔決算審査特別委員長 村川四郎君登壇〕

○決算審査特別委員長（村川四郎君） 平成25年度決算審査特別委員会は、９月11日に不祥事事件が起きた願地区治山事業の現地調査を皮切りに、審査をスタートしました。10月24日から11月25日まで、33日間審査を行いました。この間、11月11日には銀鮭の養殖事業の現地調査、さらに11月20日、両津夷地区の離島流通効率化事業の水産物加工施設の現地調査を行いました。12月９日の審査報告書のまとめまで、丸90日間の日程で審査を行ってきました。その審査結果を報告いたします。

委員会審査報告。本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第107号 平成25年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成25年度佐渡市一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。１、歳入総額637億9,076万6,374円、２、歳出総額617億8,670万480円、３、歳入歳出差引額20億406万5,894円。審査の結果、委員会の全会一致で不認定とすべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘すべき事項は次のとおりであります。

指摘事項。１、市税の収入未済について。市税の収入未済額は６億9,318万4,000円で、前年度から557万1,000円、0.8％の微減となっている。抜本的な対策は見出せないが、分納誓約書の提出及び財産調査等を徹底し、粘り強く交渉すること。

２、市の補助事業について。市の補助事業については、次の点について特に配慮されるよう強く求める。

（１）、補助対象事業の採択は、公益上の必要性及び費用対効果等を踏まえた上、特定の個人や団体に特権的な利益を供することのないよう、公平かつ厳正に行うこと。（２）、実績報告書等により、事業は計画に基づいて適切に実施されたものか否か綿密に精査、検証すること。このことにより、次年度において、

当該事業を無批判に継続しないよう留意すること。さらに、交付団体の予算、決算において、補助対象事業費が適切に計上、執行されているかどうか検証する仕組みづくりについて検討すること。

3、附属機関等に関する経費について。市の附属機関及び懇談会等の数は89との説明を受けたが、当該経費を節減するため、整理、統合を進めること。

4、公共施設に関する経費について。平成31年度からの交付税一本算定への完全移行を目前にして、佐渡市が抱える膨大な公共施設の整理は喫緊の課題である。早急に取り組まれない。

5、2款1項6目企画費、企画一般経費、まちづくりモデル地区支援事業。本事業は、二見地区、松ヶ崎地区及び赤泊地区における外観修景工事等に対し補助を行ったものであるが、いずれの地区においても、まだ不徹底な箇所が散見される状況にある。よって、今後は、本事業の効果がより上がるよう、それらの箇所について、見直しを含めて検討されたい。

6、2款1項6目企画費、（継続費）両津港埠頭地区開発事業。平成27年3月に佐渡インフォメーションセンターのオープンが予定されているが、有効に利活用される施設とするために、現行計画に拘泥せず、施設の実態に応じた運営形態について改めて検討されたい。

7、2款1項6目企画費、航路対策事業、離島航路船舶建造事業。本事業は、北陸新幹線開業を視野に入れ、佐渡汽船が小木・直江津航路に就航させる高速カーフェリーの建造に当たり、上越市とともに一定の支援を行ったものである。しかし、本年11月27日、佐渡汽船は、同船の就航を平成27年4月21日と発表した。既に北陸新幹線の開業は同年3月14日と発表されていることから、1カ月以上の空白期間が生じることになる。来春の観光商品の造成作業を考慮すると、佐渡汽船の就航日発表は遅きに失したものと指摘せざるを得ない。関係者にとって、この痛手ははかり知れないものがある。よって、市は佐渡汽船に対し、厳しく反省を求めるとともに、この失態を挽回するために、同船の就航に当たり、運賃割引及び強力な集客キャンペーンなどを含めたあらゆる方策を講ずるよう、強く求められたい。

8、2款1項6目企画費、新幹線対策事業、7款1項3目観光費、観光振興対策事業、新潟DC・北陸新幹線開業誘客宣伝事業。これらの事業は、北陸新幹線開業に伴い、関係自治体と連携して誘客または周遊型観光の推進などを行ったものであるが、巨額の投資に見合うだけの利用客の増加があるかどうかについては、極めて疑問である。よって、今後は、北陸新幹線の利用客の動向を注視した上、より実態に即した施策を講ずるよう検討されたい。

9、2款1項11目空港対策費、空港対策事業、航空会社運航費補助金。本事業は、新潟県と協働して新日本航空株式会社に対し運航費補助を行ったものであるが、就航率が55.6%にとどまったにもかかわらず、当該補助金交付要綱に基づく額の全額3,530万9,000円を支出していることは、到底承服できるものではない。このような事態は当初から想定し、運航実績に応じて補助金を交付するよう当該補助金交付要綱に規定すべきであったし、また就航事業者の選定の際には、財務状況を含む事業内容の調査確認をより綿密に行うべきであったと思料する。よって、佐渡市及び新潟県に対し、そのリスクマネジメントの弱さを厳しく指摘するとともに、就航事業者の変更を視野に入れた上、佐渡・新潟便の早期復活と安定的運航について、可及的速やかに措置されるよう強く求める。

10、2款1項14目世界遺産推進費、世界遺産普及啓発・情報発信事業。本事業において、世界遺産登録推進に関するシンポジウム及び講演会等を開催しているが、その参加者は、一部の市民に固定化してしま

っているものと思料する。市民の意識醸成のため、より有意義な事業とするためには、集落に入っの啓発活動など、小規模な取り組みについても充実すべきである。

11、2款1項16目大学連携推進費、大学連携推進事業。本事業は、包括連携協定締結大学との活動及び寄附講座の開催等に係るものであるが、その内容は高踏的で、一般市民にとってはおよそ理解しがたいものである。特に寄附講座は、平成26年度までの約4カ年に総額8,000万円をかけて行う大きな取り組みであるが、佐渡経済の発展及び市民生活の向上という点においては、極めて曖昧である。よって、本事業の内容、成果及び市政への反映について、わかりやすく、広く周知されるよう努められたい。

12、3款1項1目社会福祉総務費、社会福祉法人運営費助成事業。社会福祉法人の内部留保については、先般、厚生労働省が、必要分を除く財産を地域の公益活動や職員の待遇改善などに使うよう義務づける方針を固めたところである。よって、市は社会福祉協議会に対し、厚生労働省の方針を踏まえて内部留保を削減し、そのことなどにより、市の運営費補助金の削減を図るよう指導されたい。

13、4款3項3目病院費、(緑明)病院事業会計費、(緑明)病院事業会計補助金。本補助金は、両津病院の耐震診断業務に対する補助金である。本委員会の審査において、耐震化が必要との結果報告を受けたが、このことを踏まえて、早急に市の方針を決定し、議会へ報告されたい。

14、6款1項1目農業委員会費、農業委員会運営事業。農業委員会は、市及び佐渡市議会と同様に行政改革を推し進めるべきである。よって、市は農業委員会に対し、定数削減について検討させるべきである。

15、6款2項2目林業振興費、小規模補助治山事業、願地区小規模治山工事。本経費は、願地区小規模治山工事において、当初計画の変更による増額分の工事費を確保するため、不適切な事務処理により、架空の工事を施行したように見せかけた上、その経費を分割して支出していたものである。既に関係職員の懲戒処分は行われ、予算上の更正措置も完了した上、再発防止策も報告されているが、失墜した市民の信頼を回復することは容易ではない。よって、市職員は、自らを厳しく見詰め直し、公務員としてのありようを改めて自覚した上、市政発展のため一層奮闘されるよう強く求める。

16、6款3項2目水産業振興費、銀鮭養殖モデル事業。費用対効果に見合う成果が上がっていない。よって、本事業のあり方について、補助金適正化法等に配慮した上、廃止を視野に入れて検討されたい。

17、6款3項2目水産業振興費、(緑明)水産振興事業、(緑明)離島流通効率化事業補助金。本事業は、衛生的な水産加工施設の整備等により、3カ年で流通コストを6%低減することを目標としたものである。当該施設は、平成25年5月に供用開始したが、その後、事業主体であった民間会社の業績が悪化したため、市と国土交通省が協議した上、平成26年1月に他の民間会社へ無償譲渡された経緯がある。これは、通常では到底考えられない事態であり、当初計画における市の見通しの甘さを強く指摘する。よって、本事業については、今後、その動向、成否を監視し、当初の目標に見合った費用対効果を得られているかどうか、継続的に調査、検証されるよう強く求める。

18、6款3項2目水産業振興費、離島漁業再生支援事業。本事業は、平成17年度に始まり、漁業集落に対して漁業再生のため交付金支援を行ったものであるが、平成20年度から平成24年度の間に西浦漁業集落へ交付した4,148万円のうち1,320万4,000円が、漁協職員の書類改ざんにより用途不明であることが決算年度中に発覚し、大々的に新聞報道された経緯がある。当該用途不明金については、既に市へ返還があり、国、県への返還も完了しているが、このような事件の再発は絶対にあってはならないことである。本件の

責任は、一義的には当該漁協職員にあることは当然であるが、佐渡市においても、当該交付金の支出等に当たり、チェック体制に甘さがあったことは決して否めない。よって、市は、前述した本委員会の意見を遵守し、市の補助金が適正に使われるよう、交付団体等に対する指導、検証に努められたい。

19、7款1項2目商工振興費、雇用対策官民協働委員会事業。本事業は、中小企業者等の新技術、新製品等の開発に対し事業支援を行ったもの等であるが、それらの開発を、目的に終わらせるのではなく、事業化に結びつけるよう厳しく検証すべきである。

20、8款7項1目住宅管理費、(緑明)住宅リフォーム支援事業。本事業は、経済対策として実施してきた経緯があるが、市民の間では総じて好評であり、また安定した成果が見込めることから、当初予算において事業化することについて、改めて検討されたい。なお、交付決定後において諸般の都合から辞退する事例も多いとの説明を受けたが、今後は、速やかに着手届を出すことを義務づけるなど、何らかの措置を講ずべきものと思料する。

21、10款5項3目公民館費、芸術事業、第14回全国高等学校版画選手権大会補助金。本補助金は、通称はんが甲子園の第14回大会開催に伴うものであるが、当該事業内容がマンネリ化しているため、市民の関心は低下し、波及効果も曖昧である。よって、本事業の内容について、開催地を含め、抜本的に見直すよう検討されたい。

22、10款5項4目図書館費、図書館施設管理事業。図書館、図書室については、他市の状況等について詳細に調査した上、佐渡市に見合った体制とされるよう慎重に検討されたい。また、重要書籍が分散して管理されている状況にあるが、その管理体制を強化するよう検討されたい。

議案第108号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、歳入総額72億8,243万6,335円、2、歳出総額71億4,174万8,829円、3、歳入歳出差引額1億4,068万7,506円。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

議案第109号 平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、歳入総額7億3,046万5,032円、2、歳出総額7億1,989万324円、3、歳入歳出差引額1,057万4,708円。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

議案第110号 平成25年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成25年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、歳入総額82億7,599万9,152円、2、歳出総額81億6,062万7,384円、3、歳入歳出差引額1億1,537万1,768円。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

議案第111号 平成25年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成25年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、歳入総額11億9,090万694円、2、歳出総額11億3,286万1,951円、3、歳入歳出差引額5,803万8,743円。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。

議案第112号 平成25年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成25年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、歳入総額30億9,222万7,326円、2、歳出総額30億3,313万2,653円、3、歳入歳出差引額5,909万4,673円。審査の結果、賛成多数で認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘すべき事項は次のとおりであります。

指摘事項。計画区域の見直しによる合併浄化槽への切りかえ及び投資効率の低い地域に係る工事の取りやめについて、過去の本委員会も指摘しているが、積極的に取り組むよう、改めて強く求める。

議案第113号 平成25年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成25年度佐渡市ケーブルテレビ特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、歳入総額3億2,318万7,065円、2、歳出総額3億2,318万7,065円、3、歳入歳出差引額ゼロ円。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第114号 平成25年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成25年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、歳入総額4億8,237万847円、2、歳出総額4億7,986万3,021円、3、歳入歳出差引額250万7,826円。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第115号 平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について。本案は、平成25年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、歳入総額5億7,520万5,023円、2、歳出総額5億7,451万9,552円、3、歳入歳出差引額68万5,471円。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第116号 平成25年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第117号 平成25年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第118号 平成25年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第119号 平成25年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第120号 平成25年度佐渡市栗野江財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。以上5議案は、平成25年度の各財産区の歳入歳出決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、平成25年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算、(1)、歳入総額198万3,664円、(2)、歳出総額197万1,889円、(3)、歳入歳出差引額1万1,775円。2、平成25年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算、(1)、歳入総額711万1,171円、(2)、歳出総額710万3,104円、(3)、歳入歳出差引額8,067円。3、平成25年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算、(1)、歳入総額555万5,152円、(2)、歳出総額533万9,732円、(3)、歳入歳出差引額21万5,420円。4、平成25年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳

出決算、(1)、歳入総額523万7,493円、(2)、歳出総額497万2,320円、(3)、歳入歳出差引額26万5,173円。

5、平成25年度佐渡市栗野江財産区特別会計歳入歳出決算、(1)、歳入総額130万3,922円、(2)、歳出総額130万3,922円、(3)、歳入歳出差引額ゼロ円。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘すべき事項は次のとおりであります。

指摘事項。各財産区は、可及的速やかに廃止し、当該財産を処分すること。

議案第121号 平成25年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。本案は、平成25年度佐渡市病院事業会計決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、収益的収入及び支出。(1)、収入決算額23億9,005万3,826円、(2)、支出決算額23億7,251万3,182円。2、資本的収入及び支出。(1)、収入決算額1億564万6,000円、(2)、支出決算額1億4,695万5,908円。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。

議案第122号 平成25年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。本案は、平成25年度佐渡市水道事業会計決算について、議会の認定を求めるものであり、概要は次のとおりであります。

概要。1、収益的収入及び支出。(1)、収入決算額15億3,023万7,185円、(2)、支出決算額13億16万1,812円。2、資本的収入及び支出。(1)、収入決算額14億4,102万4,914円、(2)、支出決算額20億1,656万4,388円。審査の結果、認定すべきものとして決定しました。なお、本委員会として指摘すべき事項は次のとおりであります。

指摘事項。1、未収金について。水道料金の未収金は8,469万1,000円であるが、大口滞納者に対して分納確約書を提出させたこと等により、前年度と比べ144万円の減少となっている。よって、今後も、大口滞納者に対して当該確約を順守させること。

2、水道事業について。各経営分析指標は全てにおいて悪化しており、危機的な状況を示している。今後も、人口の減少、施設の老朽化に伴う経費の増大及び老朽管の布設替え等が見込まれることから、見通しは暗い。しかし、委員会審査において、今年度中をめぐり佐渡市の新水道ビジョンを策定するとの説明を受けたので、これに注視したい。策定次第、議会へ報告されたい。

以上です。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第107号 平成25年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案に対する委員長の報告は不認定であります。本案の採決は、会議規則第70条の規定により、原案を認定する諸君の起立により行います。

念のため再度申し上げます。本案の採決は、原案を認定する諸君の起立により行います。

それでは、お諮りいたします。本案は、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立少数であります。

よって、本案は不認定とすることに決しました。

次に、議案第108号 平成25年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定することに決しました。

次に、議案第109号 平成25年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定することに決しました。

次に、議案第110号 平成25年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定することに決しました。

次に、議案第111号 平成25年度佐渡市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定することに決しました。

次に、議案第112号 平成25年度佐渡市下水道特別会計歳入歳出決算の認定についての採決に入ります。

本案の採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸勇雄君） 起立多数であります。

よって、本案は認定することに決しました。

次に、さきに議決いたしました議案第107号から議案第112号までを除く決算審査特別委員会付託案件について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は認定することに決しました。

日程第4 議案第154号

○議長（根岸勇雄君） 日程第4、議案第154号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 議案第154号 人権擁護委員候補者の推薦について。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、松村幸子氏の任期が平成27年3月31日をもって満了となるため、その後任に北恭子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。

よろしくご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（根岸勇雄君） これより議案第154号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

日程第5 発議案第8号

○議長（根岸勇雄君） 日程第5、発議案第8号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村良夫君。

〔14番 中村良夫君登壇〕

○14番（中村良夫君）

発議案第8号

J Aグループの自己改革の実現に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成26年12月24日

佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄 様

提出者 佐渡市議会議員 中 村 良 夫

賛成者	〃	渡 辺 慎 一
	〃	金 光 英 晴
	〃	浜 田 正 敏
	〃	大 澤 祐治郎
	〃	笠 井 正 信
	〃	坂 下 善 英
	〃	山 田 伸 之

J Aグループの自己改革の実現に関する意見書

政府は、平成26年6月に改訂した農林水産業・地域の活力創造プランにおいて、農業の成長産業化に向けて農協改革の推進を決定した。しかし、J Aグループは、農業者の職能組合と地域組合の性格を併せもつ「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、持続可能な農業と豊かでくらしやすい地域社会の実現を目指して総合事業を展開し、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化に取り組むことを今後の基本方向と決した上、組合員の意思に基づき自己改革に取り組むことを確認している。

政府による農協改革案は、J Aグループが決めた基本方向と大きな乖離があり、それが強行されれば、農業の生産現場や地域に大きな混乱をもたらし、かえって農業の成長産業化と地域創生という改革の目的に逆行する事態を招きかねない。

政府による農協改革の検討は、農業振興や地域活性化に果たすべきJ Aの役割を十分発揮し、新農政の実践を地域において着実に進める観点から、J Aグループの自己改革を尊重し、その取り組みを後押しするものとなることが、強く期待される。

よって、政府においては、次の事項の実現を強く求める。

記

- 1 地域の振興や農業の多面的機能の発揮についても農協法の目的に位置付け、事業目的の見直しは協同組合の基本的性格を維持すること
- 2 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと
- 3 協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式・ガバナンス制度や法人形態への転換等をJ A・連合会に強制しないこと
- 4 自立したJ Aの自由な意思に基づき生まれ変わる新たな中央会は、代表、総合調整、経営相談・監査の機能を十全に発揮できるよう、農協法上に位置付けること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第8号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議案第9号

○議長（根岸勇雄君） 日程第6、発議案第9号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村良夫君。

〔14番 中村良夫君登壇〕

○14番（中村良夫君）

発議案第9号

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成26年12月24日

佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	中 村 良 夫
賛成者	〃	渡 辺 慎 一
	〃	金 光 英 晴
	〃	浜 田 正 敏
	〃	大 澤 祐 治 郎
	〃	笠 井 正 信
	〃	坂 下 善 英
	〃	山 田 伸 之

労働者保護ルール改悪反対を求める意見書

我が国は、働く者のうち約9割が雇用関係の下で働く雇用社会であり、この雇用社会日本の主人公である雇用労働者が、安定的な雇用と公正な処遇の下で安心して働くには、労働者保護ルールの堅持は不可欠である。

それにもかかわらず、産業競争力会議や規制改革会議では、成長戦略の名の下に解雇の金銭解決制度やホワイトカラー・イグゼンプションの導入、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある限定正社員の普及など、労働者を保護するルールの後退が懸念される議論がなされているが、働く者の犠牲の上に成長戦略を描くことは決して許されることなく、また、政府が掲げる経済の好循環の実現とは全く逆の動きである。

第186回通常国会に提出された労働者派遣法の改正案は、業務区分による派遣期間制限を撤廃し、実質的に派遣労働を永続的に受け入れることを可能とするもので、派遣は臨時的・一時的働き方であるとの原則と均等待遇原則が盛り込まれず、平成24年改正法で明確にされた労働者保護に逆行する改悪法案と言わざるを得ない。

さらに、産業競争力会議や規制改革会議での議論は、労働者保護ルールそのものに留まらず、労働政策に係る基本方針の策定のあり方にも及んでおり、労使の利害調整の枠を超えた総理主導の仕組みを創設することも提言されているが、雇用・労働政策は、ILOの三者構成原則に基づき労働政策審議会において

議論すべきであり、こうした提言は、国際標準からも逸脱したものと言わざるを得ない。

よって、国においては、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 不当な解雇として裁判で勝訴しても企業が金銭さえ払えば職場復帰の道が閉ざされてしまう「解雇の金銭解決制度」、解雇しやすい正社員を増やす懸念のある「限定正社員」制度の普及、長時間労働を誘発するおそれのある「ホワイトカラー・イグゼンプション」の導入などは行わないこと
- 2 雇用・労働政策に係る議論はILOの三者構成主義に則り、労働者代表委員、使用者代表委員、公益委員で構成される労働政策審議会で行うこと
- 3 第186回通常国会に労働者派遣法の改正法案が提出されたが、低賃金や低処遇のままの派遣労働の拡大につながりかねない法改正ではなく、派遣労働者のより安定した直接雇用への誘導と処遇改善に向けた法改正を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第9号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議案第10号

○議長（根岸勇雄君） 日程第7、発議案第10号 意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

祝優雄君。

〔20番 祝 優雄君登壇〕

○20番（祝 優雄君）

発議案第10号

新潟県立佐渡中等教育学校前期課程生徒への学校給食継続を求める意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成26年12月24日

佐渡市議会議長 根 岸 勇 雄 様

提出者	佐渡市議会議員	祝	優	雄
賛成者	〃	浜	田	正 敏
	〃	竹	内	道 廣
	〃	金	子	克 己
	〃	近	藤	和 義
	〃	中	川	直 美

新潟県立佐渡中等教育学校前期課程生徒への学校給食継続を求める意見書

佐渡市から、新潟県立佐渡中等教育学校前期課程生徒への給食提供は、平成24年10月1日付けで締結した「新潟県立佐渡中等教育学校における学校給食に関する覚書」に基づき、平成26年度末をもって終了することとなっている。

しかし、佐渡市としては、前期生徒の食育の重要性に鑑みて義務教育年齢生徒へ給食を提供したいとの希望があり、本市議会としても、その趣旨及び保護者が負担する給食費以外の財政負担を求めないとの方針に賛成するものである。

よって、下記事項について、特段のご配慮を賜るよう要望する。

記

(要望事項)

佐渡中等教育学校前期課程生徒への給食提供について便宜を図られたい
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の賛同をお願いをいたします。

○議長（根岸勇雄君） これより発議案第10号について採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（根岸勇雄君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根岸勇雄君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査等に付することに決しました。

○議長（根岸勇雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

ここで、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、私より、平成26年12月市議会定例会が終了するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

最初に、本定例会に提案をいたしました各種議案及び継続審査となっておりました決算認定の議案につ

きまして、慎重なご審議を賜りました。厚くお礼を申し上げる次第であります。今議会の一般質問の際には、14人の議員の皆様から多岐にわたる分野のご質問をいただきました。いずれも市民一人一人の生活に直結するご意見、ご提案であるというふうに深く受けとめているところでございます。

さて、アベノミクス解散と銘打って実施されました第47回衆議院総選挙では、約2年間の政権運営の是非に対する有権者の審判が焦点となりましたが、新潟県内の投票率は戦後最も低かった前回は6.95ポイント下回る52.71%となり、戦後最低を更新する結果となったわけではありますが、安倍政権の継続が決まり、引き続きデフレ脱却と円安への対応、集团的自衛権行使を含む安全保障法制の整備や地域活性化に向けました地方創生の総合戦略の原案も明らかにされたところであります。当佐渡市におきましては、佐渡市での地方創生施策を国に提案すべく、現在準備を進めているところでございます。今後、国政の情報収集には細心の注意を払い、有益な政策を積極的に取り入れ、佐渡市の発展に努力してまいり所存であります。元氣な佐渡市をつくるために一生懸命頑張っているところであります。その上で、来年は市の最重要課題に人口減少対策を掲げ、地方創生にかかわる国の交付金制度等を十分に活用し、若者の定着や暮らしやすい環境づくり、産業振興などに力を入れてまいります。

さて、来年の春には、いよいよ新造船あかねが就航いたします。これを契機に、3月14日の北陸新幹線開業に合わせ、佐渡を扇のかなめとする周遊観光を推進していかなければなりません。そして、さらに来年は平成29年度の佐渡金銀山世界文化遺産登録に向けまして、さらに踏み込んだ取り組みが必要となる重要な年であります。加えて、地方創生への対応は正念場となる1年となりますが、私も精いっぱい努力をしてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方から力をかしていただきながら、佐渡の活性化を目指していく所存であります。

最後に、本年も残りわずかとなりましたが、議員の皆様におかれまして、くれぐれもご自愛をいただき、ご多幸な新年をお迎えくださいますようご祈念を申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（根岸勇雄君） 以上で会議を閉じます。

平成26年第9回佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 3時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 根 岸 勇 雄

署 名 議 員 金 光 英 晴

署 名 議 員 金 子 克 己